## 第76回制度設計専門会合

日時:令和4年8月30日(火) 14:00~16:10

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、安藤委員、大橋委員、草薙委員、末岡委員、松 田委員、松村委員、村上委員、山内委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○日髙総務課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員 会第76回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者・ 随行者は受け付けないこととさせていただきます。なお、議事の模様はインターネットで 同時中継を行っています。

申し遅れましたが、私は事務局総務課で課長補佐をしております日髙と申します。 7月に着任しました。まだ御挨拶できていない委員及びオブザーバーの方もおられますので、この場を借りて御挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は総務課長の田中が不在のため、私が代理を務めさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載した4つでございます。

それでは、議題1「小売電気事業に関する今後の対応について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 取引監視課の池田です。

資料3を御覧ください。「小売電気事業に関する今後の対応について」の2回目の御議 論でございます。

まず、2ページ目、本日の御議論ですが、前回の制度設計専門会合では、小売電気事業者による事業の休止・廃止が増加している中、需要家の保護を図っていくことや社会的負

担の抑制を図ることは重要であるとの前提に立った上で、今後の議論の枠組みについて御審議いただきました。結果、小売電気事業に関する今後の対応について、事業開始時、事業開始後、事業撤退時の各段階ごとに必要な対応等について検討を進めることとしたところ、本日は各段階における検討の方向性について御意見を頂きたいということでございます。

3ページは前回会合でお示しした論点部分でございまして、これに対して4ページから 5ページのとおり御意見を頂いたところですが、それを踏まえて前回の論点部分に肉付け をしたのがこの6ページの論点マップということでございます。事業開始時、事業開始後、 事業撤退時の3つのフェーズごとに、課題、主な論点といいますが、今後の方向性につい て記させていただきました。

まず、左側の列、事業開始時でございます。電力自由化直後と比較して、電力市場価格が高騰し、価格変動も大きくなっているというのが今の状況でございます。

8ページのとおり、多くの新電力が依存しているJEPXのスポット市場価格は長らく 10円前後で安定して推移してきたのが、最近は20円、30円が当たり前になってきています。

9ページは火力発電の主要な燃料であるLNG価格でございますけれども、これについても高騰してございますし、10ページ、主要なリスクヘッジ手段である電力先物価格も上昇。あと、11ページ、ベースロード市場の価格も高騰と、そういった状況にございます。

6ページに戻りまして、このような市場環境の変化に対応可能な事業運営を行うよう事業者に求めていくことが必要というのが今の課題ということです。これを踏まえて、新規参入を検討する事業者に対し、市場リスク等の分析や必要な対策の実施を求めるべきではないかというのが今後の議論の方向性です。具体的には、小売登録審査において「事業計画」の提出を求めてはどうかということですが、詳しくは12ページ以降を御覧いただきたいと思います。

まず、小売登録審査の現状ですが、自由化後の市場は小売電気事業者の撤退も起こり得るという前提に立って、小売が撤退しても停電から需要家を守られるという制度設計になっており、審査基準上は事業の継続性は明示的には位置付けられてはおりません。ただし、運用上明らかに短期間に事業継続が困難になるといったことがないかといった観点で、決算書類のチェックは行っているところでございます。

これに対して、13ページ、今後の方向性ですが、持続可能な事業運営を行うことの難しさが顕在化してきているところ、新規参入を検討する事業者に対し、資金見通しを含めた

「事業計画」の提出を求めることとし、中期的な事業継続性についても申請者に説明を求めることとしてはどうか。そうすれば、この「事業計画」の作成プロセスを通じ、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等が促されるのではないかというのが事務局の案でございます。さらに、リスク管理体制もきちんと考えていただくために、リスクをリストアップさせるとともに、それぞれのリスクに対し、対策・KPIを求めることもやっていただいてはどうかと考えるところでございます。この資料は表形式を取っておりますが、これは議論のたたき台でございまして、表形式等々にこだわるものではございません。

以上のような取組を行っていけば、資金繰りの厳しさや各リスクを直視し、公益性の高いエネルギー産業を営むことへの不退転の責任感と覚悟を持って参入するようになるのではないかと考えるところでございます。

もちろん、この点については方針が定まって実施に移した後も柔軟に見直されるべきであると考えておりまして、例えば無駄ばかりで負担になるということがあれば緩和も検討されますし、逆に目的達成のために不十分だということになれば更に厳しくしていくということも考えられるかと思います。

6ページにまたお戻りください。以上が事業開始時の課題と今後の方向性でございます。 続いて、中央の事業開始後のところでございます。

課題といたしましては、先ほど挙げたような事業リスクが高まっている状況の中、小売電気事業者に対し持続可能な事業運営を促していくことが重要であり、また、唐突な事業撤退等から需要家を守るためにも、国が事業運営の状況を適切に把握するための仕組みが必要であるということでございます。

この点、15ページ目を御覧ください。事業リスクは高まっている状況ではございますが、 リスクマネジメントを行っていない事業者がかなり多く存在するのが今の状況でございま す。

6ページ目ですが、そこで各事業者に事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとすべく、「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告することとしてはどうかというのが事務局の考える今後の対応の方向性でございます。

詳しくは16ページ以降を御覧ください。「資金の概況」というのはキャッシュ・フローを念頭に置いたものでして、事務局としては現在の預貯金残高や当面の代金の支払い、あるいは需要家からの料金の支払いの予定から、短期的なキャッシュ・フローの推移をまとめていただくようなことをイメージしております。このような資料を国に提出すべく作成

していただければ、現預金の確保状況の自己点検に資するのではないかというふうに考えられるところでございます。

また、「リスク管理体制の運用状況」のイメージでございますが、今後の登録審査の在り方のところで掲げさせていただいたリスク要因・対策・KPIのセットに加えて、KPIの達成状況も記載していただくのはどうかと考えるところでございます。このような取りまとめを行うことがリスク管理体制の自己点検のきっかけになるのではないかというように考えるところでございます。

次の17ページ目に移りまして、ただ、この「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」の報告を求める場合は、報告対象や頻度等について実務を踏まえつつ検討を進めることが必要であるというふうに考えられるところでございます。

また、セルフチェックと言いながらも、きちんと実効性を高めるためには国がモニタリングを行うことが必要ではないかと。モニタリングというのはセルフチェックの実効性を高めることに主眼を置いているものですから、それぞれの実質的な内容等を審議するというよりは、しっかりとしたモニタリングが行われているかをチェックするというところが主眼に置いたものとなります。

また、さはさりながら、モニタリングを通じ、唐突な事業撤退等の予兆が見られた場合には、報告徴収等を実施し、需要家への影響の抑制策の検討等を求めることとしてはどうか。すなわち、早晩事業撤退の可能性があるような事業者が認められる場合には、事業撤退を検討する際には、例えば前広に監視等委員会に相談されたいとか、そういったことの注意喚起ないし指導を行ったりとかすることを念頭に置いております。

なお、イギリスの「ストレステスト」についても海外研究をいたしました。それについても紹介させていただきたいと思います。このイギリスの「ストレステスト」に関しては、これは日本の制度の導入の非常に参考になるのではないかということで海外研究として始めたものでございますが、調べてみますとかなり日本と状況が違うところがございまして、例えばライセンス制度等をとっても、日本は登録制に対してイギリスは許可制、日本は事業者数が738社以上に対しイギリスは22社。あるいは、小売電気事業者の役割ですけれども、イギリスのほうはラストリゾート指令に基づきOfgemが事業撤退時の需要家の受皿になる代わりの事業者をあらかじめ指定ということで、そういった事業者に対してはなかなか撤退が許されない、認められにくいというところがあるなど、前提となる制度も大きく異なっているところでございます。また、Ofgemの「ストレステスト」の調査結

果を見ましても、例えば「ストレステスト」の方法はアップデートが進められており、より厳格化する方向で検討中と。すなわち、今現在も走りながらブラッシュアップをしている段階であるとか、あるいは「ストレステスト」のプロセスが公表されないということもありますが、結果も公表せずと。あるいは、先ほど事業者数が22とありましたが、それに対して20~30人体制で「ストレステスト」を実施するといったところがございまして、これをそのまま日本に当てはめるにはなかなか難しいところがあるのではないかというふうに考えるところでございます。

6ページに再び戻りまして、事業開始後の論点としては、以上の御説明をしていただいたほか、前回会合で御指摘を頂きましたように、社会的負担の抑制の観点から、事業運営の状況変化等に合わせて保証金等資金的裏付けを適切に確保すべきではないかという点もございますが、これは次回以降議論予定でございます。

最後、右側、事業撤退時の課題・論点でございます。事業撤退時の課題としては、需要家への影響を抑制する観点からの需要家への周知の在り方と、託送料金の大規模な未払い等を防止する観点から託送解約の在り方の2つの論点がございますが、託送解約の在り方につきましては次回以降御議論いただく予定でございまして、今回は需要家への周知等の在り方について御議論いただきたいと思います。

22ページ以降を御覧ください。事業撤退時における需要家保護としては、円滑に他社への切替えを行うことができる時間的余裕等を確保し、需要家が可能な限り無契約とならないように配慮することが重要であるという、周知期間の問題と需要家が必要な情報を入手できるよう、小売電気事業者が需要家からの苦情・問合わせに適切に対応できる体制を整備する。この2つが重要なポイントでございます。

23ページを飛ばしまして、24ページでございますが、現行の小売営業ガイドラインでは 小売電気事業者が「需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等」を理由に小売供給契約 を解除する場合は、15日程度前までに需要家に解除予告通知を行うことを求めてございま す。しかし、最近大規模な撤退事案が相次ぐ中、需要家が周知から15日程度で他社への切 替えを完了させることが難しいケースというのも発生してきております。このため、「15 日程度前」という通知時期は、小売供給契約の解除が需要家に起因するケースの基準として整理いたしまして、小売電気事業者の判断による撤退のケースについては、別途適切な 周知期間を設定することとしてはどうかというふうに考えるところでございます。

25ページが、これが現行ガイドラインの規定でございます。

26ページ目でございますが、まず、そもそも休廃止を行う際の周知というのは、電気事業法第2条の8によって義務付けられているものでございます。この周知義務を課す目的でございますが、コンメンタール等を参照すると、需要家が事業の休廃止に係る情報を確実に認識した上で、他の小売電気事業者と契約を締結して電気の供給を受けるための十分な時間的余裕を確保することがその趣旨であると考えられるところでございます。

次に27ページ目でございますけれども、そういう視点で十分な時間的余裕というものを考えた場合、その期間は事業規模や需要家の属性によって異なり得ると考えられるところでございます。このため、小売営業ガイドラインでは、最低限必要と考えられる周知期間を示しつつ、事業規模や需要家の属性等を踏まえ、必要に応じて、より早期の周知が求められる旨を示すこととしてはどうかというふうに考えるところでございます。この具体的な最低限必要と考える周知期間等々につきましては、実態等も踏まえて次回以降御議論いただきたいと思いますが、参考としてガスや電気通信事業法では30日というのが1つのメルクマールになっておりますし、必要に応じてより早期の周知を求める際の参考事例としましては、例えば低圧では数万件~十数万件の契約口数を有する小売電気事業者が休廃止を行った際、周知から2か月を経過した後、数千件の契約が切替えを完了していないケースが複数発生しているという状況もございます。

続きまして、更に休廃止を行う際の周知の在り方でございますけれども、現行の小売営業ガイドラインでは具体的な周知方法について明確な規定を置いていないわけですけれども、休廃止等が増加していることに鑑みますと、例えば連絡を受けた需要家が事業の休廃止について確実に認識する方法を用いる必要があること、あるいは、容易に認識できるよう見やすい文字・体裁で記述する必要があることといった、需要家が事業の休廃止に係る情報を確実に認識できるようにすることをガイドラインに明記することとしてはどうかというふうに考えるところでございます。実際、電気通信事業のガイドラインでは、この方法とか文字・体裁についての記述が置かれているところでございます。

さらに、休廃止を行う際の周知としまして、事業休廃止の周知義務を定める電気事業法第2条の8は、コンメンタールを参照すると、小売電気事業の一部の休廃止を適用対象としない。すなわち、低圧は事業を継続するけれども特別契約や高圧のみ事業撤退するといったことについては電気事業法第2条の8の規制にかからないというふうな解釈になってしまうわけでございますが、部分撤退だからといって需要家保護の必要性が変わるものではないというふうに考えられることから、ここについても周知の措置を取ることが必要で

はないかというところも関連する論点となります。

一番最後でございますが、苦情・問合わせの処理体制についてですが、今年4月以降、小売電気事業の休廃止を行おうとした小売電気事業者に関し、委員会事務局の相談窓口には「電話がつながらない」といった相談が寄せられているところでございます。電話がつながらないといったことは、苦情等処理義務、電気事業法第2条の15に照らして問題となる場合がございますので、小売営業ガイドラインにおいて、特に需要家からの苦情・問合わせが増加するタイミングについて、苦情等の増加を適切に予測し、必要に応じ苦情等の処理体制を見直すこと等が適切であり、そうした対応を怠ることを「問題となる行為」として整理してはどうかと考えるところでございます。

以上、説明いたしましたのが論点でございまして、今回これらの点について御意見等を 頂きたいというふうに思うところでございます。

御説明は以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして皆様から御質問、御発言いただきたく存じます。 御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。指名させていただきます。 いかがでしょうか。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今回の御説明に関しまして2点申し上げたいと思います。

まず、1点目に関して、今回、小売電気事業者の経営状況に関してある種のモニタリングをされるということを御検討されているということでしたけれども、今回の御説明にも少しありましたとおり、このような方法に関してどのように実際に考えていくかというところは検討すべきところが多いというふうに思っております。中小の事業者でしたら、そのようなセルフチェックですとかそういう報告をすること自体がまた別途の事業上の負担にもなりかねないと思いますので、行政コストの観点からも必要な点に絞って、また実効性のあるような制度にすべきではないかというふうに思っております。また、必要に応じて事業の撤退について少し示唆するというようなことも御説明でおっしゃっておりましたけれども、小売電気事業者の経営に関して行政側の過度な介入ですとか、もしくは萎縮となるようなことのないように、当然そういうことは想定されないと思いますけれども、そのような点がないように配慮したような議論とすべきではないかと思いました。

また、2点目の休廃止等に関する周知期間の点に関しましては、これは時宜を得た議論であると思っておりまして、小売ガイドラインには全面自由化の当初からの記載ということで今回のように周知期間を設定されているわけですけれども、昨今のような広範な需要家に対する事業撤退というものを想定したときの記載ではないということが言えると思います。そのため、昨今の小売電気事業者の撤退などを踏まえまして、実態に沿った期間を設定するということはまさに必要なことであると思います。その際には、多くの需要家に対して撤退を円滑かつ確実に実施するためにどのような期間が適切なのかということを、実情を踏まえてぜひ議論を進めていただければと思っております。そのような明確な面が設定されることによりまして、事業者としてもその期間を事前に必要な期間として見積もった上で早期に事業に関する判断が下せるのではないかと思っております。

コメントは以上でございます。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、末岡委員、お願いいたします。

○末岡委員 ありがとうございます。2つほどコメントさせていただければと思います。 まず1つ目なのですけれども、事業開始におけるチェックと事業撤退に際しての周知期 間を設けるという話については一定の意義があると思います。ただ、事業開始については あくまでも行政指導というレベルだと理解しておりますし、登録制である以上、そうした 指導に従わない事業者の参画も完全には排除できないと思われるというところと、事業撤 退の周知期間も、その撤退の理由次第ですが、倒産であったり、ある意味ルールに違反す ることをいとわないような局面においては機能しない可能性があると思いますので、そう いった意味で、事業運営期間中のモニタリングというところが重要になってくるのではな いかと思っております。その中で、事業者の数を考えると逐一当局で管理するというのが 現実的ではないように思われるので、需要家が契約相手を選ぶ際の一助になるように一定 の財務情報を、今政府に報告するというような、KPIについて報告するということを御 検討される方向と理解しましたが、その一定の財務情報を需要家が確認できるような仕組 みを検討してもいいのではないかなと思われ、どのような粒度にするのか、またはKPI への適合性を開示するなど幾つかアイデアはあると思うのですけれども、事業者にとって 過度な負担にならないような仕様とすることでバランスを取ることを御検討されたらどう かなというふうに思った次第です。

もう1点ですけれども、これはどこまでやるかというのはやや躊躇するところもあるの

ですけれども、また、法律改正が必要になるのかもしれませんが、事業撤退の局面を考えると、会社が責任を負って会社を潰してしまえば終わりだというふうにならないように、他の規制とのバランスも御確認いただかないといけないのですけれども、撤退ルールの違反について、法人だけではなくて代表者、役職員への過料を科すようなことも考えられるのかなというふうに思いましたので、コメントさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 ありがとうございます。草薙でございます。私は4点申し上げたいと思います。

まず、13ページの3つ目のポツの、小売登録の申請の際に、中期的な事業継続性についてしっかりと申請者に説明を求めていくということに賛成します。具体的には、資金見通しを含めた「事業計画」の提出を求めて、その計画の作成プロセスを通じて市場リスク等の分析あるいはリスク管理体制の構築等を促すという考え方でありますので、まさにそのとおりで、その事業計画の中でリスク管理体制の構築をしていただき、また、リスク要因・対策・KPI等の整理を求めていくということがよろしいかと思っております。このように登録申請においては自覚を持って準備していただくことが大切なのだというふうに思います。

これにつきまして、見直しもしっかりとやっていくということ、ここについても言及いただいておりますので、この点しっかりと考え方を固めておくということが大事だと思っております。と申しますのも、既に委員から言及がございましたけれども、やはり新規参入の高いハードルに過度になってしまうというようなことは避けるべきということがあります。その一方で、無駄な報告というものをやめていくということ、これは躊躇なくやめていってもらうというような意見も出てくる。いずれにしましても柔軟な見直しということもしっかりとやるんだということで最初から考えておいていただきたいということであります。いずれにしましても、小売登録されるのなら不退転の決意で申請をしていただきたいという態度を明確にしていただける点を評価したいというふうに思います。それが1点目であります。

2点目は、17ページのセルフチェックの国のモニタリングですけれども、基本的には各 社のキャッシュ・フローを国に報告することが求められるべきとのことですので、これに 賛同したいと思います。そして、セルフチェックのモニタリングが、700社ほど小売登録をしているとして、それら全ての精査というのは行政コストも大きいはずという言及が先ほど委員からございましたけれども、これは重要な部分のみ全社チェックして、そこから問題がある可能性がある会社を選び出して精査する形で、唐突な事業停止に至る予兆を見いだすためのフローを監視等委員会のほうでも用意していただくのが妥当ではないかというふうに思います。

続きまして、24ページですけれども、この「15日程度前」という通知時期の話ですが、 小売供給契約の解除が需要家に起因するようなケース、需要家の料金未払いとかその他の 契約違反のような場合ではこの「15日程度前」という基準は依然として妥当するのだと思 いますけれども、小売電気事業者の判断による撤退のケースについては、もっと短期の適 切な周知期間というのを新たに設定いただいたほうがよいのだろうと思います。このよう な小売電気事業者の側の判断による撤退で、そういうケースで15日というのは無用に長い と思います。したがって、現行の小売営業ガイドラインを改定するということも含めて考 えていただくべきなのではないかというふうに考えます。

それから、31ページですけれども、こちらのほうで一番最後に書いてあるポツですね。 需要家からの苦情・問合わせが増加するタイミング(事業の休廃止や料金改定等)という ことで、苦情等の増加を適切に予測して、必要に応じて苦情等の処理体制を見直すという ことが適切であり、そうした対応を怠っているというのであれば「問題となる行為」です よというふうに整理してはどうかということですが、私はこれには基本的に賛成です。し かし、具体的に何をもって対応を怠っていると判断するかはなかなか難しいと思います。 基準となるような苦情処理体制の標準的なモデルを提示していただいて、その基準に至ら ないものについては「問題となる行為」となるのがいいと思いますけれども、多くは多少 の人員増とか、例えば電話機の増設といったような措置は一応取ることが考えられ、少し でもそのような対応があれば不問に付すのか、逆に、基準に少しでも達しなければ「問題 となる行為」とするかは検討の余地があるのではないかと思います。思いますに、全小売 事業の一部であったとしても、休廃止を決めるような企業側が、極力苦情を頂くようなこ とがないように、休廃止の判断に至った経緯をホームページ等で丁寧に説明をしていただ くことが大前提ではないかと思います。公表の前にしっかり前もって準備をし、どのよう な疑問がお客様から寄せられるかシミュレーションをした上で、お客様にとっての対応策 をきちんと提示するよう分かりやすくホームページで示し、その部分のURLは郵送で示

す。こんなことをしつつ、広くメディア等を通じても周知するといった、多くの方々の目に触れる方法を採用していただくということも重要で、そこがしっかりとしていれば電事法2条の15の要請を満たしていると評価される場合もあると思います。この辺り、電話による苦情受付と同等の効果を上げられるかもしれず、総合的な考慮が必要な部分かと思います。これについては31ページに、小売電気事業者が事業の休廃止を公表したことを契機に、当該小売電気事業者の処理能力を超える数の苦情・問合わせが殺到したことがあり、監視等委員会事務局より体制の改善を指導されたとも記述がございます。このような指導の内容も参考にできるのではないかと思っております。

以上であります。ありがとうございました。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。直前に草薙委員が、私が気にしているところをもっと具体的に、具体的な提案を伴ってコメントをしてくださったので、私からはそれほど申し上げることはなくなってしまったのですが、消費者として気になるのは、やはり最後に草薙委員が御指摘された、いざ撤退されるという通知が来て困ったことになったというときに、問合わせ窓口がつながらないというのがきっと一番困るだろうと思いまして、そういう困ったときにどこに相談すればいいのか、そこにそういう相談が殺到したときにどういう対処を取るのかという、そういう意味では、今の31ページでしたかで示されているルートでよいのかなとは思ったのですけれども、それと同時に、そういう対処をせざるを得なかった事業者がどんなペナルティーというかを受けるみたいなことで抑止できるのかというのが気になりました。

すみません、具体的な提案があるわけではないのですが、先ほどの草薙委員の御意見なども参考に、こういうことが発生しないような仕組みというのを公にしていただければと 思います。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございました。それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。前回出席ができていないので、ちょっと今回この 資料を見させていただいてのコメントになりますけれども、700社参入したということは 相当数の事業者が入ったということになります。そうした中で、我々、しっかりやってい る小売事業者とそうでない小売事業者との差が非常に大きいなということも分かってきた のだと思います。しっかりやっている小売事業者の意欲をそぐような制度の在り方というのはやはり問題がありますし、事業者に対してあまりにも性善説に立ってルールをつくることも問題があるのだろうと思います。そうした点で、ある程度しっかり事業者の経営の質を見きわめるということは重要だというふうに思います。今回、制度の範囲内で、事業者の経営実態であるとかリスクへの耐久性あるいは経営の持続可能性を御覧になるということでありますけれども、やはりここはセルフチェックという性善説に立った制度なのかなと思っています。そうすると、最終的に質の判断をすべき主体は誰かというと需要家になるのではないかと思うわけですけれども、こうした質を判断できるような情報が開示されているかというと、必ずしもそうではないのかなというふうに思います。何らかの形でこの質が担保されるような仕組みをつくらないといけなくて、これが情報として見えないとなかなか難しいのかなと。イギリスは認可制で、そこはしっかりやっていますと。では、我がほうとしてはどういう形で質を担保するのだろうかというところが多分ちょっと議論として不十分かなという感じはしています。

もう1点、最後の最後、撤退するときにしっかり別の事業者に引き継いでくれということは私も重要だと思うんですが、ただ、撤退する事業者に問題となる行為を指定しても、それって何の意味があるのかなという感じもします。ここの辺りも、しっかり担保した形にしないと、やはり需要家に結局負担が行くことは相当の社会的なコストを伴うことにもなるのではないかなというふうな印象を受けました。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、中野オブザーバー、お願いいたします。

○中野オブザーバー 中野です。これは実際に事業をやっている立場から発言させていただければと思います。

全体の方向性については異論はございませんが、何人かの先生方がおっしゃっていたとおり、登録制の中でどこまでするかというのは大きな論点だというふうに考えています。 モニターする側もされる側も、ただ単に負荷を増やすことになるというのでは困りますので、いたずらに時間をかける必要はございませんけれども、事業者の意見を聞くなど丁寧な議論を進めていただきたいというふうに考えています。

それで、これを考えるときに、実際の具体的な中身をどう見るかというときに、我々経 営者としてもそういうふうに見ていますけれども、重要なことは、そもそもこの事業撤退

とか唐突な事業撤退とかというのがなぜ起きているのかというのを改めて認識する必要が あるかなというふうに思っています。申し上げるまでもなく、今起きている事象というの は、ここにいらっしゃる専門家の先生方を含めて予想をはるかに超えた事象あるいは予想 できなかった事象が重なったということであって、これはどんなに立派な事業計画を立て てもこの影響というのは避けられないというふうに考えています。したがって、見るべき ポイントというのはやはり、何か起きたときにどのように対処するかということなのだろ うなと。とりわけそれを具体的に言えば資金面が主になるわけですけれども、それで、で は資金面で、これは書かれていましたけれども、現預金等の残高というのは、これは我々 経営者としては日々見ているのですけれども、当然その事業とか会社によって入金とか出 金とかというのはスケジュールがあるわけですね。したがって、その瞬間値というのはな かなか判断できなくて、実際に何か起きたときにはやはりどういう資金調達の手だてがあ るのかとか、その辺りを確認していくことなのだろうなというふうに思っています。それ でも突発的な事象というのはやはり起きるんですね。事業が行き届かなくなるということ はあり得ると思います。そのときに大事なのがここで言うところの3であって、1・2と いうのはどこまでやっても限界がやはりあると思いますし、3について現状に照らしてど う充実していくのかということが一番大切なのだろうと。需要家保護という観点に関して 言えば大切だというふうに考えています。

最後に、たとえどんなに財務体質が健全でキャッシュリッチであっても、事業計画が立てられないようなあまりに予見性がない、あるいはボラティリティがあり過ぎてそれを回避する手段が限られているということになると、これは財務体質に関係なく撤退という判断も当然出てくるというふうに思います。これは我々事業者としてはあり得る判断だと思います。したがって、以前から再三申し上げていますけれども、モニターの仕組みを整えるというのは結構なのですけれども、それと同時にこの電力市場の全体の整備、それから、リスクヘッジの手段の充実ということをぜひ平行してしっかり進めていただきたい。つまりこれは両輪だということを改めて申し上げておきたいというふうに思っています。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。

以上です。

○松村委員 松村です。聞こえますか。

今回の議題とそれたことを言うようで申し訳ないのですが、この今回のようなモニタリ ングが入ってくるとすると、小売事業者にとっては負担になる。だからこれが参入障壁に ならないように十分考慮しなければいけないという点は全く御指摘のとおりだと思います。 一方で、これはある意味で消費者の保護だとか、あるいは社会的な混乱を防ぐというだけ でなく、事業者のためにやっている側面もあると私は思っています。消費者の保護をしな ければいけない、あるいはインバランス料金や託送料金などを踏み倒して出ていくことが あったら社会的に大きな混乱をもたらす。これを防がなければいけないということを、こ のような制度なしにやろうとすると、例えば委託金、保証金のようなものを相当に高額に しなければいけなくなる。事業者に対してすごく負担になるような制度設計をせざるを得 なくなる。それに対して今回のようなある意味で緩やかなモニタリングを導入して、これ で完全に防ぐのは絶対に不可能ですが、一定程度の監視がされていることを前提とした上 で、その上でそれ以外の制度をつくっていくことになると、おのずからそういうものが全 くないときとは違うものになると思います。それがひいては事業者の負担を減らすことに もなると思います。小売事業者としては、こういうことをされると負担になり過ぎるのに 効果が小さいのではないかという点は監視等委員会と積極的に対話をしていただきたいの ですけれども、これは負担ばかりが増えると考えるのではなく、ある種の信頼性を高める ために監視等委員会と小売事業者が協力してやっていくもの。そういう認識を持っていた だければ、建設的な制度設計になると思います。

次に、消費者保護の観点からすれば確かにこの制度は重要な役割を果たすと思うんですけれども、消費者保護に一番大きな役割を果たすものではないと思っています。例えば低圧に関して言えば、仮に新規参入者が潰れたとしても、全ての消費者は現時点なら経過措置料金で契約することができる。つまり消費者にはセーフティーネットがちゃんと整備されている。ここが最も重要な点なのだと思います。消費者にとってはもちろん、切替えに関して手間がかかることは確かに大きな問題ではあるのだけれど、ちゃんと最終的な受皿があって、それで安心できることが一番の消費者保護。

それに関して、高圧あるいは特別高圧の市場では今かなり混乱している。エネ庁のほうでも一旦、不退転でここをちゃんと整備すると出てきたのですが、担当者が代わって腰砕けになってしまったのではないかとか、ここのところがなし崩し的になって結果的に公正な形で整備されないことになったとすると、ここでルールを少し整備したのだけれど、全体として消費者保護として一番肝心な部分が抜け落ちる制度設計にもなりかねません。こ

この議論をするからもう大丈夫だと考えるのではなく、そちらの重要な点はまだ明確な形になっていないことはきちんと認識した上で、低圧に相当するようなセーフティーネットの整備がまだ途上だということは十分認識する必要があるかと思います。

最後に、中野オブザーバーがおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。この後 議論されるような先物市場だとかが十分整備されるということなしに、実際にいろいろな 事業の継続性を構築していくのはとても難しいと思います。そちらの問題も決して忘れな いように、監視等委員会のほうでも議論を続けていただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。

○國松オブザーバー 日本卸電力取引所の國松でございます。ありがとうございます。 この問題はすごく難しい問題で、いろいろなものが絡み合った形になってしまっている ので、切り分けて考えていくべきことも多いのではないかなと思っております。託送料金 や再エネ賦課金が未収になるということと需要家が困ることというのは全く別問題になる のかなとも思っておりまして、それは需要家が困るというのは、値上げの急な申出があっ ても、それは何日前というのは解約と同じように考えていかなければいけないのかなとも 思っております。そういうことを考えますと、この小売電気事業者の事業撤退または倒産 というのは、これは事業をやる方にとっては望んではいないでしょうけれども、しようが なくやるものであって、これは防ぐというか、するなと言うわけにはいかないような話で ございまして、それが正しく需要家や世間というか、公開されるかどうかということが必 要になるのかなと思っていまして、事業撤退を防止するのではなくて、撤退しそうかどう かとか倒産しそうかどうかということが分かるかどうかということが問題になるのかなと 思っていまして、そういう面も生命保険であったり銀行・金融機関が取り入れております 指標というのはあろうかと思います。自己資本比率であったり――それはソルベンシー・ マージン比率だったかな、生命保険が――そういった指標があろうかと思います。そうい った何かの指標で、どのくらいのもので何%、ソルベンシーはそういう形で出しておった かと思うのですけれども、そういった指標開示が必要なのではないかなと思っています。 それが、この会社が大丈夫なのか大丈夫ではないのかということを需要家や世間が知るこ とができる手段になるのかなと。

それで、事業開始時における部分に関しましては、まさにこの事業計画というものがな

ぜ小売電気事業をするのか、それをどう考えていくのかということはしっかり聞くべきであって、現在も小売電気事業の御理解が非常に少ない中で小売電気事業者としてやられている方も散見される部分かと思っております。そういった方はバランシンググループに入って、自らが何もせずともバランシンググループの代表契約者が全て担うという形で実施できれば問題はないわけですけれども、バランシンググループというものをつくりながら小売電気事業者は個々に存在するというところをどう考えていくのかというのが問題になるところもあろうかなと思います。何にしましても小売電気事業者という形で責任を持ってやるということであれば、事業計画の提出は、正解があるというか、サンプルがあって出すものではなく、しっかりと考えて出していただいたものを審査するというところを徹底いただくことで、少しずつでもしっかりした小売電気事業者になっていく。その後、その事業がどう担えていくのかというところに関しましては何らかの指標を、年次なり月次なりという形で自ら公表していくことが望ましいということを設定するというのは1つの案ではなかろうかなと思います。

倒産における取りっぱぐれというか未払いの防止というのは、これは前回の会議のときにも私は申し上げましたけれども、何らかこの債権を持つ事業者で共同できるところは共同して、そういったことの防止につながっていければということを検討していくことも必要かなと思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員 私は、中野オブザーバーがおっしゃったこととおおむね意見が一緒です。 やはり①②よりも③の対応が今回は一番大事なポイントになると思います。次回以降議論 ということですけれども、インバランスや託送料金を踏み倒して撤退する、そのツケが結 局消費者や一送に回ることがないようにという意味で、どういうタイミングでどの程度の 委託金などを確保していくかが一番のポイントなのだろうと思います。①②については、 例えば極端なことを言うと、3年前に精緻な事業計画を出していただいていたとして、こ の3年間で起きたことをきちんと織り込めただろうかというと、決してそんなことはない と思うのです。ほぼ全ての会社が今回起きたようなリスクは十分認識できていなかったと 思いますし、事業計画・収支計画をちゃんと作れていなかっただろうと思います。だから ここに提案されているようなことをやることが無駄か、というと決してそうでもなく、大 事なポイントとしては、リスクをどう認識して、それに対してどういう対策を取っているのかを改めて書いて出していただくことによって、例えば、規制側も事業者がこういう対策をしていると認識できるわけですから、何か不測の事態が起きたときに、ああ、これは何か対策が打てるだろうとか、これはちょっとまずいのではないかと直ちに認識することも可能になると思います。それから、事業者自身のセルフチェックにも役立つのだろうと思います。ですから、負担になれば問題ですけれども、普通のビジネスをやっていれば、資金の概況やリスク管理体制の運用状況なんて出すのは何の追加作業にもならないと思いますので、普段のビジネスをやっている延長線上で、普段使っているものを出していただければいい仕組みにしておけばいいのだと思います。せっかくやるのだったら、毎年やるモニタリングの中で、こういうリスクを認識して、こういう対策を、リスクヘッジ手法を取りたいのだけれども、こういった市場が未整備で困るとか、そういう意見を吸い上げるようなことを一緒にやる形で利用できれば、うまくこの制度も回っていくのではないかと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から何かコメントはございますでしょうか。

- ○池田取引監視課長 様々な御意見を頂きましてありがとうございます。今頂いた御意 見等を踏まえまして、また更に検討を進めていきたいと思います。
- ○新川事務局長 事務局長の新川でございます。御意見ありがとうございました。

個別の事業開始後にどのようなモニタリングをしていくかといったようなことにつきましては、事業者様の御意見などもよくよく聞きながら考えていきたいと思っておりますし、また、全体のシステムとして今非常に厳しい状況の中、最終保障があり、経過措置料金がありという中でも非常に厳しい競争の状況というのもよくよく認識した上で、そちらのほうの改革もしっかりやっていく必要があるということも十分認識をしております。

それから、情報開示の内容につきましても御指摘いただきましたけれども、どのような ことができるのかということも考えていきたいと思います。

また、何人かの先生から法改正に関わるような御指摘を頂きました。現時点では法改正を考えているわけではございませんので、頂いた御指摘を心に留めまして、更に先を考え

ていくということが重要だと思っております。

それから、1点、草薙先生からの御意見で、15日が短いという御指摘を頂きましたけれども、これはある意味では全く逆でございまして、解約予告をするのを15日前までにしなければいけないというのをもっと早くさせるというふうに、それが何日が適切かということはまた今後御議論いただくということでございますので、その点を1点申し添えさせていただきます。

ありがとうございました。

○武田座長 委員の皆様、オブザーバーの皆様には貴重な御意見を頂きました。事務局提案の大枠については御理解いただいたと思いますので、事務局におかれましては本日の意見を踏まえて、本方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。少々お待ちください。それでは、議題2 「スポット市場価格の動向等について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 資料4に基づきまして、定例の御報告ということで、スポット 市場価格の動向について簡単に御報告させていただきます。

1ページ目ですが、足元のスポット価格の動向ですが、引き続き厳しいといいますか、高い状況が続いているという認識でございます。足元20~30円台、一日のシステムプライスの平均値が多いということでございます。こちらで見ていただくと、やはり6月の、ひっ迫してスパイクしているところもあるのですが、大きく見ますと6月の中下旬以降はLNG価格が非常に高くなっているというのを背景に、全体に上がっているというふうに見て取れるかと思います。

また、2ページ目ですが、スパイクしている、高騰しているコマに関しましても、6月中下旬以降に多く出ているという状況でございまして、需給がひっ迫した6月末から7月頭、更には気温が上がった8月の頭とかにかなり高いコマが出ているということでございます。

それで、1ページ飛びまして5ページ目に、燃料価格、特にLNGの価格の動向をお示ししております。足元、先ほど申し上げた6月中旬以降は非常に燃料価格が上がっておりまして、これが非常に足元の電力価格にも効いているのだと思います。これはLNGのコンベンショナルあるいはコンバインドで換算したときに60~80円ぐらいと、足元では記録的な燃料の高さになっておりまして、昨年同時期と比べると約5倍ということで、非常に燃料費が高くなっているということでございます。

一方で、足元のスポット市場の8月の典型的な価格の動きを見ますと、点灯帯といいますか、夕方を中心に40~50円、恐らくそういった高い電源の限界費用を反映したような価格帯が続いている一方で、夜中から昼頃にかけては20円前後で推移しているということでして、こちらに価格帯ごとに積み上げたようなグラフを作っていますが、ちょっと見にくいかもしれませんが、この青とか緑の辺が10~20円、20~30円といった価格帯の札でして、昼頃ぐらいまではそこに当たっていて、午後の時間帯に入るとより高い40~50円の札のところに当たり、また夜になると少し落ち着くというような形で、限界電源といいますか、価格が決まるようなものが40~50円になっている時間が限られているために、必ずしも価格がLNG価格にそのままリンクしているというわけではないですが、一日の動きとしてはこんな形になっております。

そうしたこともありまして、2つ戻りますが、諸外国との比較で見ますと、LNGの価格が上がったのに対して日本も当然高いのですが、欧州に比べるとまだそこまで、70円、80円といったところまで上がっていってはいないと。逆にヨーロッパはほかの要因もあってかなり価格が上がっているという状況でして、国際的に見るとLNG価格が上がっていることで全体に上がっている中、日本は少しLNG価格よりは低い水準で推移しているということになってございます。

それから、あとはもう毎度ですが、売り札の動向を見ますと、7月上旬以降供給力がやはり戻ってきたというのがあって、売り札は7月には少し増加傾向にあって、全体的な水準としても過去に比べて低くはないといいますか、供給力としては、札としては出ているという状況であります。

10ページですが、売り札の価格については、先ほど申し上げたとおり、やはり燃料価格の高騰を受けて、高いところはやはり高く出ている。40円台、50円台、場合によっては60円を超えるようなところも出てきているという状況でございます。

買い札のほうも似たような動きをたどっていまして、旧一電のほうは恐らく差し控えもあってやはり40~50円の札が増えてきている。それから、新電力のほうにつきましてはやはり80円というのが1つのある種の相場になっているといいますか、そこで1つのテーブルができていまして、引き続き中央値は80円といったような状況になっているところであります。

最後に、参考までに、インバランス料金との関係というのを、4月以降、インバランスとスポット――すみません、少しうるさいグラフで恐縮ですが、ずっと全国平均の数字を

取ってみますと、ずっと一貫して一定の正の相関が出ているということでございます。足元、個別の事業者から伺っているところでも、インバランス料金を見ながらスポットの入札を考えているという声が増えてきているかなという印象は受けております。他方で、相関係数を仮にざっくりと月別に取ってみますと、必ずしもどんどん合ってきているというわけでもなくて、この辺りは引き続きどういう状況になるのか注視していきたいと思っております。

以上、簡単ですが、足元の動向ということで御説明させていただきました。ありがとうございました。

○武田座長 ありがとうございました。

本件は報告事項でありますけれども、特に御質問、御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題3に移りたいと思います。少々お待ちください。それでは、 議題3「2022年度夏季の追加供給力公募(kW公募)調達結果に関する追加確認について」 に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課長の鍋島です。資料について御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。本日の報告の内容ですけれども、前回の制度設計専門会合におきまして今年度の夏季追加供給力公募の事後検証結果を御報告いたしました。その中で、一般送配電事業者の供給力の追加性の判断について継続的に確認を行うとしていたところです。スライドをつけておりますけれども、この赤い囲みの中でございますけれども、kW公募の結果、「電源3件が不落となった」と小さい字で書いてあります。この電源3件が不落になった理由、そのように一般送配電事業者が判断した理由は、既に小売事業者の供給力として見込まれていた発電機に関して同一地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させるという応札であり、一般送配電事業者として追加性が確認できなかったこと及び提供期間の追加供給力の供出が現実的ではなかったことであったと。こういうことをヒアリングで確認したわけですけれども、ただ、まとめのところにありますけれども、一般送配電事業者として追加性を認めるケースがあり得るか等について継続的に確認を行うこととしたいと御報告したところです。これにつきまして、確認の結果を御報告いたします。

次のページですけれども、kW公募の概要です。本日8月30日ということで8月も終わろ

うとしておりますけれども、この7月~8月の平日9時~20時の追加供給力を公募していたというところです。

4ページ以降に確認の結果をまとめております。

5ページを御覧ください。まず、kW公募の対象設備等でございますけれども、これは東京電力管内の需給見通しにおける不足分を埋めるためのものということでございまして、供給計画に計上されている計画以外の供給力を募集するという趣旨での公募でございました。

6ページ目でございますけれども、ではその供給計画においてはどのような記載があるかということですが、供給計画におきましては、このそれぞれのバランシンググループから出される供給計画に紐付く大型の発電機、10万kW以上の発電機について記載があり、それぞれその認可出力についても記載があります。一方で、それらの個別の発電機から、例えば8月あるいは7月にどの程度供給電力があるかということについては記載がありません。これは考えてみれば、普通の火力発電所というのは認可出力が最大限活用できるだろうというのが当たり前のように思われてきたところでございまして、わざわざ何kWまでなら出力できるなどというような記載はないということであります。したがって、7~8月にそれぞれの発電地点から何kWまで供給があるというようなことは書いていないので確認ができない、基本的には確認できないというものでございます。

一方で、今回のkW公募要綱については、ここに書いてあるような記載がございます。少し小さい字でございますけれども、まず、この第1段落におきましては、「2022年度供給計画」――省略しますが、「供給計画の提供期間において、いずれの事業者の供給力にも計上されていない設備であることが必要です」とありまして、その次の段落で「契約設備が発電設備である場合は、提供期間において当該発電設備の運転を行わない見通しであることが合理的に説明できる必要があり」とあります。典型的には火力発電所などで募集中であるとかそういうものを想定していて、それをいろいろな努力によって募集時期をずらす等で供給力としてカウントできるようになれば追加性を確認する、そういったことを想定したのではないかと思いますけれども、そのように要綱が書かれていたところです。

次のページですけれども、今回の事案について、どういうものであるかということをまとめております。今回の事案の概要というところで、下の図にありますけれども、同じ敷地内に発電所と需要家――工場のようなものですけれども、これがあると。この地点にはメーターがついておりまして、ここは発電量調整契約上、1発電場所ということで、需要

というよりは発電場所として計量されているというケースでありました。そこに発電量調整契約者、この送配電事業者と契約している事業者ということで、ここでは小売電気事業者ですけれども、この小売電気事業者は送配電事業者あるいは系統に対しては日々の発電計画、要するに逆潮の計画を出しています。どうやって逆潮の計画を立てているかというと、この発電所の当日の発電設備の発電可能量から、この需要家から通知を受けた需要計画値を差し引いて逆潮量を算定しているということでありました。ここにDR事業者が現れて、この発電量調整契約者の発電計画におきましてDRを行えば、その容量を取っておいて、その逆潮量を増加させるということができるのではないかという検討を行っていたところです。留意事項ですけれども、この地点におきましては日常的にこの需要家、工場のようなものにつきまして、前日に立てた需要の計画と実際に使う需要の差が大きく発生していたと。こういうこともあって、ベースラインの算定等、発電量調整契約者とDR事業者との協議はまとまっていないという状況にありました。

次のページでございますけれども、8ページですが、一般送配電事業者はどういうことをしたかというと、この応札者(DR事業者)に対してヒアリングを行いました。このDR事業者の説明内容を聞く限りにおいて、このDRを行わない限り、当該最大受電電力、この発電所の理論的な最大逆潮量が、DRをしないとそういう逆潮ができないといった説明が得られなかったので追加性がないと判断しましたとのことです。逆に、この発電所だとか需要家と話し合って個別地点でどういう逆潮計画をするのかというような精査までは行わず、その前の段階で追加性が確認できないと判断したとのことです。

今般、監視等委員会事務局から当該地点の発電量調整契約者に対してヒアリングを行いましたけれども、この地点におきましては負荷設備の需要が毎日変動する、予想外に変動するということで、ベースラインの算定が困難であるという話であって、DR事業者との協議がまとまっていなかったということを確認いたしました。

ということで、事務局といたしましては、結論として、一般送配電事業者が今回の事案 において不落とした判断に問題はなかったと考えております。

9ページ目ですが、一方で、一般論として、こういうケースで追加的な供給力を判断できる余地がないのかという点についても、関係者間で認識を確認いたしました。その結果、最大受電電力の内数で、地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させる案件の追加性の判断において、地点における過去に逆潮した実績の最大値と発電量調整契約者の最大受電電力の差などから、新たに地点内で需要抑制を実施しない限り供給力となり得ないことが確認

できた場合は、一般送配電事業者が追加性を認めるケースがあり得ることを確認したということであります。要するに、その地点において過去2~3年、あるいはケース・バイ・ケースでもっと遡ってかもしれませんけれども、夏の間に逆潮した実績というのはこれこれであると。ただ、その地点においては、その最大受電電力、可能な逆潮の最大値ですけれども、もっと逆潮できるという場合においては、そこの差を見比べて、これこれについては頑張れば逆潮できますねという値を確認し、かつ、その地点で需要抑制をしないとそういう逆潮は実現できませんねと確認できたときには追加供給力を認めるというケースがあり得るということを確認した次第です。こうした追加性の判断以前に、そもそも今回のケースはまだ協議中でしたけれども、発電量調整供給契約者とDR事業者との間できちんと協議が整っているということは必要だと考えております。

また、※3ですけれども、こういうDRで供出するというのではなくて、発電機が無理無理に増出力をすれば供給力が追加で出てきますというような場合ですと、追加性は、このDRのためだと認められないので、これは追加性を認めないケースもあるということです。

あと、※4で追加的な論点として、いろいろヒアリングしているうちに気付いた論点ですけれども、インバランスが発生した場合、この発電機の不調によるものなのか需要の抑制がうまくいかなかったことによるものなのかなどの取扱いは、こういう場合はあらかじめ協議する必要があるでしょうというようなことも気付きの点として記載しております。

次のページですけれども、そういうふうに追加性の判断、こういう追加供給力があると 判断されるケースは存在するということは確認しましたが、kW公募要綱に翻って考えます と、このkW公募要綱には「供給計画についていずれの事業者の供給力にも計上されていな い設備であることが必要です」と書いてあったり、あるいは、「この発電設備の場合は、 発電設備の運転を行わない見通しであることが合理的に説明できる必要があり」などと、 こうしたケースをおよそ想定しているとは読めないような記載になっていると考えますの で、この点についてはより分かりやすい記載とすることが適当だと考える次第です。

ということで、12ページですけれども、まとめますと、今般の公募において一般送配電 事業者が応札案件を不落としたこと自体については問題がなかったと考えております。一 方で、この地点において過去に逆潮した実績の最大値と最大受電電力の差などから、この DRを実施しない限りそうした逆潮ができないと確認できた場合は、追加性を認めるケー スがあり得るということは今般確認できた次第です。 今後の課題として、kW公募要綱についてはこうしたケースが対象になり得ると読み取れるように、分かりやすい記載にしていただくということが適当ではないかと考える次第です。

以上、事務局からの説明になります。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。

岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。今回の件、追加性が確認できないという 点は理解できたのですが、もう少しゼネラルに考えて、重要なのは、やはり本質的に需給 が厳しい断面で供給増加や需要抑制が機能することだと思われます。ルールはルールで理解できますし、今回のケースが本質的に余分な逆潮を出せたのかどうかというのはちょっと分からないのですけれども、今は1地点1計量のルールがあるから難しいわけで、もし機器点計量が認められて、需要と供給のほうを分けて考えられれば、こういうリソースも 拾える可能性があるのではないかというふうに思うのですけれども、そういうことにも当てはまらないのでしょうか。もしあるのであれば、やはり今DRのリソース拡張という意味で機器点計量の議論がストップしていると思うんですけれども、そこを進めるきっかけにもなり得るなと思いまして発言させていただきました。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。オブザーバーの方も含めて。白銀オブザーバー、お願いいたします。 〇白銀オブザーバー ありがとうございます。関西送配電の白銀でございます。

一般送配電事業者としましても、供給力公募において更に多くのDR事業者が応札していただき、供給力を担っていただけることを期待しております。供給力として活躍できるDRの能力を適切に評価することが、DR事業者の応札拡大につながるものと期待しておりますので、今回整理いただきました内容を次回以降のkW公募要綱に反映して、追加性を適切に評価することで供給力を担っていただけるよう、必要に応じて事務局と相談させていただきながら、しっかりと運用させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

事務局から何かコメントはございますか。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございました。

まず白銀オブザーバーからのコメントにつきましてはありがとうございます。必要に応 じて今後も協議させていただければと思います。

岩船委員から御指摘のありました点につきまして、御質問は1地点2計量になればもう少しこうしたリソースも活用できるようになるのではないかという御指摘でありました。この点につきましては、私どもとしても直ちに、この1地点2計量の当否についてどちらがよいということを申し上げる材料はないのですけれども、ただ、このケースについて考えますと非常に特殊なケースでございまして、需要と発電が一体化していて、そこに1計量地点ということになっていたと。DRということで考えると、通常はこの需要側にメーターが取り付けられて、それがDRとして判断されれば供給力として確認・活用できるものなのですけれども、結局メーターが1地点なので、発電とDRという2要素が1つのメーターで計量されるということになっていたものです。これが今回のkW公募との関係で2つに分けたほうがいいのかどうかというところは更なる評価が必要かもしれませんが一といいますのは、系統にとっては結局2つが合体して突き上げられていくというところはありますので、一ただ、御指摘のとおり、DRという観点で言いますと1つのメーターしかないということが物事を複雑にしておりまして、特にインバランスが発生したときの仕分けといった点でより協議が複雑になるというようなことはあり得るとは考えております。

すみません、現時点ではそのように考えております。

○武田座長 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

まず、確認内容については御理解いただいたということだと思います。また、今後の課題への対応方針についても御異論なかったと思いますので、事務局案のとおり進めることといたします。事務局はこの方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後の議題となります。議題  $4 \lceil 6/27 \sim 7/1$  の需給ひっ迫時の揚水発電 運用状況について」に関し、東京電力パワーグリッド株式会社様から説明をお願いしたい

と思います。系統運用部長でいらっしゃいます田山様から御説明いただければと思います。 よろしくお願いいたします。

○田山様 東電パワーグリッド・田山ですが、聞こえていますでしょうか。それでは、 スライドのほうをお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、タイトルのとおり、6月27日~7月1日の需給ひっ迫時の揚水発電運用状況 について御説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。今日御説明する内容をリードでまとめていますが、この前回の制度設計専門会合のほうで、この6月の最終週の東京エリアの揚発の運用状況について詳細な状況の確認が必要だということで御指摘を頂いたと伺っております。今回、その期間の中でも最も揚水発電ポンプアップの運用が多かった6月29日(水曜日)の状況について整理させていただいたため、以降で御確認いただきたいと思います。

次をお願いします。これは今日の章立てなのですけれども、1ポツ目の比較状況については、これは7月の終わりの基本政策小委の資料を抜粋してファクトを整理したものでございますので、本日はこの第2項のところを、早速ですけれどもこの期間中の揚水発電の運用状況についてから始めさせていただきたいと思います。

恐れ入りますがシートの11番でお願いできますでしょうか。ありがとうございます。このシートで、まず今回の揚発の運用状況を整理するに当たって、この揚水発電のような電源  $I \cdot II$  といった調整電源、T S Oの調整電源で対応すべき需給状況を確認する上で、残余需要に着目しております。

リードの2つ目のとおり、残余需要については、エリア需要から太陽光及び風力の出力を控除した需要ということで広域期間の定義にもありますけれども、下の図で言うとグレーの図が残余需要ということになりますが、青のエリア需要から下にある、当初エリアでは太陽光での発電出力を引いたものがこのグレーの線ということになってございます。このグレーの線で見ていただきますと、最大値は18時で4,695万kWと書いてあります。一方で、リードの3つ目に書いていますけれども、朝方というのはこの需要増加に対して太陽光発電出力の増加も大きいことから、この残余需要という地点で見ると10時で3,642万kW、あと23時でも――これは夜中ですけれども、3,745万kWということで朝方のほうがそれなりには低いというような状況だということでございます。

それから、シート12をお願いします。こちらはまた導入ですけれども、夏季と冬季の需要カーブに対する供給力のポイントの特徴を示しています。季節の違いが結構出ています

けれども、右側のほう、今年の1月6日の高騰期というのは、これは冬場というのは天気が悪いので太陽光出力が小さくて、太陽光が見込めない分、揚水発電――これは水色の部分に相当しますが、これは朝方から夜遅くまで継続して、このケースというのは揚発の上池の貯水量がしっかりないと枯渇してしまうリスクが高いことが特徴です。

一方で、左のほうで6月29日と6月30日の連日の夏のひっ迫時カーブというのをお示し していますけれども、夏場の場合は、下で言うと黄色い火力発電などの供給力、これが一 定程度確保できないと、太陽光の発電出力は出ているのですけれども、この黄色い部分が 少ないと揚水発電量がやはり増加してしまって、連日高気温・高需要が継続すると、この 水色の部分、当日発電した水を翌日に汲み上げ切れず、上池貯水量を連日運用すると枯渇 するリスクが生じることが特徴になっています。

以上を踏まえまして、次のスライドをお願いします。こちらが6月29日の需給運用状況ということで、ちょっと細かいグラフで大変恐縮なのですけれども、グラフの下の注釈のとおり、この需要というのはグレーの残余需要に対して赤の調整火力、それから揚水のポンプアップ、それから揚水発電の稼働状況、それから、ちょっと小さいのですけれどもひっ追融通の受電状況というのを24点でグラフ化しています。右のほうの水色の棒グラフは、これは当社エリアの上池の貯水量の推移をグラフ化したものでございます。

ちょっとこれを見ていただくと、リードの1つ目にまとめさせていただいていますけれども、この週というのはもう連日暑くて、6月29日(水)、週の中盤以降、木・金も高需要継続が想定されたことから、当日もそうなのですけれども翌日のことも踏まえて、極力29日の朝方は揚発の上池貯水量を満水に持っていく必要がございました。

このため、リードの2つ目でちょっと確認を書かせていただいていますけれども、上池 貯水量満水に持っていくために、夜間――赤い棒グラフですね――を通して調整火力電源 を高出力の運転としております。さらにこれだけでは足りないので需給ひっ迫融通なんか も入れさせていただいて、それによって底上げして、供給余力によって下に伸びている黄緑の揚水ポンプアップを最大限実施するということで、これが結果として、供給力ができるところで10時ぐらいまで実施した結果として何とか、右のほうにありますけれども、上池の貯水量を96%まで上げることができたということを示しているものでございます。

次をお願いします。これは、先ほどひっ迫融通のところでグラフが小さかったのでちょっと拡大したものでございます。こちらも先ほど言ったように上池貯水量を何とか満水にする必要がありましたので、ちょっと先ほど説明を省略しましたけれども、この日は揚水

ひっ追融通を受けるに先立ちまして、夜間の揚水発電ポンプアップ原資として卸電力市場から結果として156万kWを調達し、更にこの融通受電というのを、この連系線の運用容量限界まで他エリアから送電いただいて確保したといったものをグラフで示しています。

次をお願いします。これは参考ですけれども、こちらは電源Ⅲ、TSOからすれば非調整電源という扱いになりますけれども、電源Ⅲの発電計画をグラフ化したものでございます。これを見ると、これは非調整電源なのでTSOのほうでは調整していませんけれども、深夜帯というのは100~150万kWほどピーク時よりも下がっている低い状況でございました。これはたらればでございますけれども、これらの電源がエリアの中にありますので、ピーク時間並みに夜間も上げることができたとすれば、試算ではありますけれども約700~1,000万kWhの揚水発電ポンプアップ原資を確保することができた可能性があるということを、ちょっとこれは後々考察したものでございます。参考シートでございます。

次をお願いします。ここからは広域予備率の算定状況の詳細について御紹介するものです。広域予備率と、あと補正料金算定インデックスを受けて御紹介するものでございますが、制度設計専門会合の資料でも、9時~9時半のゲートクローズ時点で算定した揚発予備力というところにこのシートでは着目していまして、グラフは総需要と供給力の曲線のグラフが書いていますけれども、そのグラフの上に青字で記載させていただいたとおり、この広域予備率算定では、各時間帯の予備率が一定となるように揚発の予備力を各時間帯に配分した結果、この9時~9時半の19コマについては揚発予備力とその他供給力——これは左のほうでちょっと棒グラフを書かせていただいていますけれども、2.5%という結果になっています。

この予備率一定計算のイメージというのは後ろの参考シート19で考え方をおつけしていますが、ここで説明すると、算定時点で、これはゲートクローズということで、9時~9時半なので8時時点で、この時点で見込まれている上池の貯水量から、この図で言うと、まず需要を賄うために揚発供給力、この水色の棒グラフに相当する部分を賄った後の残余分について予備率が一定となるように、小さくて恐縮ですけれども、このグラフで言うと濃い青色の揚発予備力を配分するというものでございます。この結果として、グラフで言うと右側の軸のほうで予備率を書いていますけれども、これが各時間帯で2.5%一定となっているということでございます。

なお、ちょっと注釈をつけていますけれども、途中ちょっと下がっているところは、これは32~34コマの部分なのですけれども、ここが2.5%を下回っているのですけれども、

もうここは揚発供給力と揚発予備力を合わせたものを揚発の設備の計画まで計上してしまっているということで、これ以上はもう供給力の出しようがないということで、ここは結果として見込める揚発供給力は頭打ちになっているということで、結果として予備率は低下しているということでございます。

以上の説明から、ちょっとくどいのですけれども、この予備率というのは算定時点で見込める上池の貯水量が多いほど当然のことながら高く算定されるということになりますので、このリードの2つ目のところで書かせていただきましたけれども、朝方の揚水ポンプアップをやったことで揚発の上池貯水量を増加させることができたということで、何とか2.5%程度の予備率を算定することができたというふうに考えてございます。

なお、今後TSOによるポンプアップというのは、これは貯水力を使って水を汲み上げているものでございまして、この予備率の算定には直接的には関係してこないということでございます。

すみません、次をお願いします。次は同じ時間帯の補正料金算定インデックスの算定状況というのをまとめたものでございます。こちらもリードで記載のとおり、これも調整力として活用できる揚発の上池貯水量というのを3時間で使い切る揚発予備力として配分した結果ということで、この結果が補正量金3.7%という結果になっています。この右の棒グラフが運用状況です。こちらも先ほど御説明した広域予備率の状況と同じで、当日朝方に実施していた揚水ポンプアップのおかげで上池貯水量を増加させることができたので、この予備率が結果として3.7%になったということになっております。

次をお願いします。こちらが、今御説明した両者の算定方法の違いを整理した表になっております。リード文のとおりですけれども、ここについての大きな違いというのは、揚水発電所の供給力の評価方法である「潜在計算」という言い方をしていますけれども、この算定内容が異なっているところが特徴になっておりまして、具体的には、前者の広域予備率算定では今申し上げました予備率一定計算、それから、補正料金算定インデックスでは、その算定する当該コマで調整力として活用できる貯水量を3時間で割ったものということで計算しているということになります。また、表の下のほうで、算定の定義上、自家発焚き増しなどの出力の考慮有無についても異なっていまして、その定義のとおり計算をしているというものでございます。

以降、シート19と20はこれらの説明資料なので、参考ということで説明は割愛させてい ただきます。 シート21をお願いします。こちらもちょっと参考で、繰り返しのような説明ですけれども、この広域予備率算定や補正料金算定インデックス算定においては、揚水のある場合、 揚水ポンプアップや先ほども説明した追加供給力対策などで、この左と右で上のほうに上 池の貯水量のポンチ絵が書いてありますけれども、これがやはり増えるとそれだけ揚水発 電としての供給予備力として計上できる全体量が増加するという構図になっております。 したがいまして、この揚発上池貯水量がいろいろな対策をすることで増加できると、これ らの数値は増加するということになります。

次をお願いします。ここからは、ちょっとほかの時間帯の広域予備率算定状況ということで、28コマと34コマ、それぞれ時間帯は記載のとおりですけれども、34コマは最小予備率、28コマは最大需要発生時でポイントを求めた結果でございまして、こちらのほうは結論から言うと9.1%、10%とそれぞれなっていまして、朝方の19コマのときに比べて予備率は増加しているということでございます。こちらのほうは後ほど個別に原因等を御説明しますが、結論としてはそこのリードに書いてあるように、当日の前半の時間帯の揚発予備力は後半で活用できたということ、それから残余需要の下振れによる揚発の使用量が減少したこと、それから需給ひつ追融通の供給計上などが要因として考えられます。

次をお願いします。こちらは同様に同じ時間の補正料金算定インデックスを算定した結果でございまして、それぞれ12.2%、8.1%になっていまして、これも原因となる予備力が朝方に比べれば増加しているのは、先ほどありました残余上の下振れによる揚発市場の減少と需給ひっ迫による供給力計上といったものがその要因として挙げられてございます。

次をお願いします。ここから、今説明しました3つの要因についてそれぞれ1枚ずつ整理したもので、シート24は予備率計算の特徴ということで、こちらについては、この計算では当該日に全ての揚発上池貯水量を使い切る前提で計算をしているところでございますが、下の図にもありますけれども、当日の想定が想定どおりの需要となれば揚発予備力として見込んでいたものは水として使われないことになりますので、下の図の赤枠にあるところの使われなかった水というのは、後ろの時間帯でいくと後ろの時間帯の予備力として加算することができますことから、今回のケースでは傾向として時間の経過とともに揚発予備力が増加することになったということでございます。一方で、これは見方を変えると、想定が需要率を上振れしてしまうとこの赤枠の水の部分を使ってしまうので、そうすると後ろの時間帯に回せる水が減ることになりますので、その場合は揚発予備力が減少することもあり得るということも併せてこの計算方法というのは示しているということでござい

ます。

次をお願いします。こちらが需要想定及び太陽光出力想定の各算定時点での推移についてまとめたものです。上の部分は需要想定で、先ほどの19、28、34コマ、これがこの日の想定では徐々に下がっていったということを示しています。それから、太陽光の出力想定のほうは、こちらは逆に時間の経過につれて上振れしていったということを示しておりまして、以上の結果から、需要の下振れ、それから太陽光の上振れで需給が緩和したということもありまして、揚発の予備力が増加するということで、上池貯水量が下がって揚発を使わなくて済むものですから揚発予備力が増加するということで、こういったことが予備率とか補正料金算定インデックスを増加させた1つの原因になっていたと考えられます。

それから、次をお願いします。これは追加供給力対策の発動判断ということで、需給ひっ追融通の状況を整理したものです。6月29日は、下の表のとおり、一日を通して合計8回融通を、これは時間帯を区切って受電を決めながら運用をしております。

こちら、こうして小刻みに対応しているのは、次の参考シートでもつけているのですけれども、極力市場の連系線ということもこのとおり市場で活用しつつ、応援エリアの需給も確認するということで、赤枠でちょっと囲んでいますけれども、具体的には実需給に近い段階としておおむね2時間前に広域機関のほうで融通指示量を決定していただいているということもありまして、前のシートに戻っていただきまして、小売並みに融通を受けているという状況でございます。

ちょっと説明がくどいですけれども、結果として、この8回の融通のうち黄緑色の19コマというのが1~4回目の融通指示量の電力量というのを反映した電気料金算定をしていますし、28コマというのは時間で見ると1~6回目、それから34コマというのは1~7回目、この融通指示量というのが供給力として計上することで予備力とか補正料金算定インデックスの算定に使われたということで、これが結果として時間の経過にしたがって計上できる量が増えていったということで、広域予備率算定や補正料金算定インデックスが増加したということになっています。

それから、ちょっと最後、これもなお書きなのですけれども、需給ひっ迫融通以外の追加供給力対策、これは今日はちょっと説明を省略してしまったのですけれども、シート6のほうで後で御覧いただきたいのですけれども、お付けしていますけれども、追加対策としては電源  $\mathbf{I}$  とか火力の $\mathbf{O}$  Pとなりますけれども、こういったものは前日の想定から極力計上するということで、ちょっと計上しているタイミングのずれもあったということも

記載してございます。

長くなりましたけれども、最後、28スライドをお願いします。最後のところを簡単に、 次のスライド29です。すみません、お願いします。

ということで、ちょっと一連の繰り返しになりますけれども、リードの1つ目ですけれども、今年の3月22日の今回の需給ひっ迫、6月最終週におきましても、お客様をはじめ関係者の皆さんに多大な御協力・御支援をいただいて、何とか停電を生じさせることなく乗り切れたこととなっておりまして、心より感謝申し上げるところでございます。

その上で、リードの2つ目のとおり、前回の専門会合での御指摘であります、この期間の予備率が、午前中はちょっと厳しく小さく見込んでいたのがその後緩和する傾向ということについて、本日は要因として先ほどのシート24~26で御説明したような「揚発の供給力計上方法」あるいは「残余需要(需要と太陽光出力)見通しの変化」、それから「追加供給力対策の発動判断」ということの観点で、状況というのを6月29日の事例に整理させていただいたところでございます。

最後のところですけれども、この需給の予備率の見通しについては事業者様の行動に影響を与えることもございますので、極力変動が小さいほうが望ましいと考えられますが、 今回ちょっと簡単ではございますが最後のシートで今後の検討課題について整理させていただきましたので、最後に御紹介させていただきます。

シート30のほうに、今回抽出された検討課題ということで、詳細な説明は割愛しますけれども4つほど書かせていただいています。上の3つまでは先ほど御説明した揚発の供給力の算定方法というか計上方法、それから残余需要見通しの精度向上、それから追加供給力対策の発動判断の考え方、それから併せて、先ほどの参考資料につけましたけれども電源Ⅲなどの非調整電源の扱いの整理。こういったところを、各論ちょっといろいろあろうかと思いますけれども、これらの課題について引き続き国や広域機関様など関係者の皆様と検討していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたけれども、説明は以上になります。ありがとうございました。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御発言の希望がありましたらチャット 欄でお知らせください。いかがでしょうか。

岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。ちょっと関連の資料を拝見したのが今な

ので、きちんとどこまで理解できているか自信がないのですが、コメントさせていただき たいと思います。

今回揚発の供給力計上方法によって広域予備率と補正料金算定インデックスが、特に今回の期間では、インバランス価格が朝高くて夕方にかけて安くなっていたということがこの補正料金算定インデックスの計算方法によるものだということは理解できたのですけれども、予備率が増えること自体はいいと思うんですけれども、例えばこれは今回の計算方法がこうだからこうなったということであり、この期間だけ見ても仕方ないかもしれないのですけれども、この日のシグナルとして、朝インバランス価格が物すごく高くなり、夕方にかけて下がってきたということ自体は、シグナルとしてこれは正しいというふうに事業者さんとして思いますかというのをお伺いしたいなと思いました。そもそも、当日使い切るような想定にしなくて、もう少し補正料金算定インデックスが夜にかけて増加しなくて、それなりに高いインバランス価格が夕方とかもついて、その辺りの需要抑制を促すようなほうが正しいのではないかなと私は直感的に思ったのですけれども、その辺りは認識に間違いがあったら教えてください。

計算上そうなっているというのは分かったのですけれども、例えばいろいろな手当によって余力があったとしても、実際の運用でも上池の水を使い切るような運用をされているのでしょうか。その辺り、計算方法とは違って、もし実際にどうなっているかということを教えていただければありがたいと思いました。

あとは、最終的に、最後に課題を整理していただいていますけれども、この辺りを含めてかなりインバランス価格に大きな影響を与える指標ですので、実態とスポット価格の上がり方とインバランス価格の相関みたいなものを先ほども分析していらっしゃいましたけれども、やはりここは直感的にある程度、もちろん予測誤差なので難しいと思うんですけれども、合っていくような方向が望ましいような気がするのですけれども、その辺りはどうか、お考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○武田座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。中野オブザーバー、お願いいたします。

○中野オブザーバー では、1点だけです。ちょっと前にも発言していますけれども、インバランス価格、コンマごとの予備率が分からない中で、非常に難しいオペレーションをこのとき強いられました。それで、最後にまとめていただいている「追加供給力対策の発動判断(供給力計上)」というところですけれども、これはぜひ検討を進めていただき

たいなと思っております。これは当然ですけれども、事業者、我々市場参加者の合理的な 入札行動であるとか、あるいはDRといったことにも直結しますし、情報を都度発信して いただきたいということとともに、こういったことを前向きに御検討いただけたらなと思 っています。ぜひその際は我々のような市場参加者の意見も募っていただきたいなという ふうに考えております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。竹廣オブザーバー、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー 竹廣です。ありがとうございます。今回の東京電力パワーグリッ ド様からの御説明で、当時どういった理由で広域予備率が変化していくのかといった面で 理解を深めることができたと思っています。小売としましては、特にこの4月から見直し がなされたインバランス料金のルールもあって、特にこの広域予備率には着目しながら需 給業務をやっているわけですが、改めて広域予備率や補正インデックスが前日時点からど ういったタイミングでどういった要因によって変化し得るのか、また、それぞれにどんな 違いがあるのか、18ページ辺りで一部御整理を頂いていたわけなのですけれども、これは きちんと頭に入れた上でこの広域予備率の値を認識する必要があるなというふうに改めて 感じたところでございます。御説明にありました残余需要の見立てによる予備率の変化で すとか、例えば連系線マージンの開放によって拡大される予備率がどの時点でウェブのほ うにも反映されるのかといったような面で、小売事業者としてはインバランス料金との関 係で気になります予備率の数字と時間軸の関係を整理してお示しを頂きますと、その時点 の広域予備率が示している意味に対する理解あるいは入札行動への対応等々が深まるかと いうふうに思いましたので、これは東京電力パワーグリッド様へのお願いというよりは事 務局のほうへのお願いになるのかもしれませんけれども、こういった点を整理いただけま すと助かるかというふうに思います。御検討いただければ幸いです。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、岩船委員から御質問等あったと思いますので、可能でありましたら田山様からお答えいただければと思います。お願いいたします。

○田山様 東電パワーグリッドの田山です。岩船先生、どうも御指摘ありがとうござい

ました。

御質問のところで、TSOとしてこのときの当日の予備率の明確化がどういうふうに捉 えられているかという御質問ということだと思いますけれども、TSOとしては、物理的 に考えれば、この連日の暑い日の16時半~17時の時点というのは、電力需要はまだ最大ピ ークに近い状況の中で、太陽光発電の出力がどんどん落ちていく中で揚水発電が稼働して いくという意味で言うと、物理的に見れば、この日はこの夕方の点灯の時間帯というのが 電力需給で一番厳しい時間帯ですし、こういう時間帯の前後で不測の事態が起きるととて も心配な状況だということだというふうに思います。それを考えると、3つのコマの時間 帯の広域予備率等を示させていただきましたけれども、朝の時点での見通しというのが状 況としては365日を見たとしても厳しければ、やはりこの予備率というのは下がってきて しまうという状況なので、そういう状況だと思います。一方で、今回の場合は予備率一定 計算ということなので、たまたま需要の下振れとか太陽光の上振れとかという見立ての変 化もあったので、予備力が改善する方向という例のファクトの整理になりましたけれども、 当日、当然のことながら、その時点その時点という先のことは見えないわけでございまし て、更に需要が上振れてしまったり電源が脱落するなんていうことがあれば、この予備率 というのは当然このような形にはならなくて下がっていく。さらなる追加のことを考えな ければいけないという観点で言うと、そういう状況もあり得るということだと思っていま すので、我々としては一定のこの期間から非常に厳しい状況だったなというふうに思って いるところでございます。

あと、この間の予備率の算定方法との違いとかというのは、この30スライドのところに、 我々としても広域予備率の算定と補正料金算定インデックスの算定の違いというのはやは り、厳しいところでこういうふうに差として出てきてしまうと、やはり事業者様の行動、 先ほど中野様からも御指摘があったと思いますけれども、そういうところの行動に影響を 及ぼす可能性があるということも考えられますので、ちょっと全部網羅できているかどう かというのはあるのですけれども、今後、この細かいところに書かせていただいた内容の 辺りのところを少ししっかり整理していきたいですし、これは事務局さんのほうになるの かもしれませんけれども、エネットの竹廣様の御指摘についても30ページの細かいところ で、ちょっと時間軸のところの整理ということがやはり必要なのかなというところは、十 分理解活動も含めて我々としても情報開示をしていかなければいけないかなというふうに 感じたところでございます。 ちょっと御質問のお答えになっているかどうかはありますけれども、私からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、事務局から鍋島課長にお願いいたします。

## ○鍋島NW事業監視課長 鍋島です。

本日は田山系統運用部長から御説明いただきましてありがとうございました。本日の議題は、最初に東京電力パワーグリッドのほうから御説明もありましたけれども、インバランス料金の検証ということで、前回事務局から報告したものに続いて補足的な説明ということで説明いただいたところです。中野オブザーバー、竹廣オブザーバー御指摘のとおり、インバランス料金が今市場関係者の行動に大きな影響を与えるということを考えますと、このインバランス料金の制度設計がきちんと機能しているかどうかを継続的に確認するということは大変重要なことだと考えております。今年の4月から制度が変わったのですけれども、現在はインバランス料金に影響を与えるのは補正料金算定インデックスのほうでして、広域予備率については、今後これに一本化するかどうかを今後のどこかの時点で判断をするということになっております。その当否も含めてきちんとインバランス料金の在り方について確認を行っていくということが重要だと思いまして、今回東京電力からこのように当時の状況について詳細な御説明をいただいたということで、事務局も含めて更に理解を深めて、今後も継続的に監視をしていきたいと考えております。

岩船委員から重要な指摘がありましたけれども、私のほうから1点申し上げますと、今回東京電力パワーグリッドから説明があったのは、特に6月29日の状況を取り出して状況の説明がございましたけれども、需給ひっ迫の状況自体は、その後も6月30日、7月1日ということで継続していたわけでございます。というような今回の需給ひっ迫の状況を見ますと、一定程度の期間にわたって需給ひっ迫が続き、一方でこの揚水予備率の算定については一日の計算ということで、想定とのずれがあった場合に予備率一定で貼り付けるという運用をしていたところです。もちろん複数日にわたって先々の予備率まで見通せるのかというのは、今現在の系統運用の実務からできるのかどうかとかいう話もあるとは思うのですけれども、いずれにしましてもインバランス料金というのは、岩船委員から御指摘のあったとおり、社会的に需給ひっ迫で、みんなで需要を節約する、あるいは発電を焚き増すということが適当なときには上がりということが望ましいものだとは理解していまして、この需給の関係と料金の関係については引き続き、今回の事例はこのように分析しま

したけれども、引き続き継続的によくウオッチをしまして、また随時御報告・御相談して いきたいと考えております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

東京電力パワーグリッド様におかれましては御説明ありがとうございました。

それでは、本日予定していました議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○日高総務課長補佐 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第76回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——